

令和元年6月28日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡誠志	副市長 堂本昌二
副市長 柴田亮	危機管理監 川村道典
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部長 事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
教育長 松村智由	教育次長 長田瑞昭
君田支所長 小田邦子	布野支所長 中宗久之
作木支所長 矢野美由紀	吉舎支所長 甲斐和彦
三良坂支所長 古野英文	三和支所長 曲田憲司
甲奴支所長 秋山和宏	選挙管理委員会 事務局長 東山裕徳
監査事務局長 新田泉	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第52号	(総務常任委員長報告 5 件) 三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第53号	三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第54号	三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第55号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第62号	動産の買入れの契約について (原案可決)
第 2	議案第56号	(教育民生常任委員長報告 3 件) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第57号	三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第58号	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 3	議案第59号	(産業建設常任委員長報告 4 件) 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第60号	三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第61号	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	請願第 1 号	主要農産物 (米・麦・大豆) の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について (採択)
第 4	議案第63号	(予算決算常任委員長報告 2 件) 令和元年度三次市一般会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
	議案第64号	令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
第 5	発議第 3 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (案) (原案可決)
第 6	発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) (原案可決)

第 7	発議第 5 号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 (案) (原案可決)
第 8	発議第 6 号	主要農産物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例 整備と施策を求める意見書(案) (原案可決)

令和元年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和元年6月28日）

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 52	(総務常任委員長報告 5 件) 三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……295
	議 53	三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (案) ……295
	議 54	三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例 (案) ……295
	議 55	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……295
	議 62	動産の買入れの契約について ……295
第 2	議 56	(教育民生常任委員長報告 3 件) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) ……296
	議 57	三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (案) ……296
	議 58	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……296
第 3	議 59	(産業建設常任委員長報告 4 件) 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) ……297
	議 60	三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) ……297
	議 61	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (案) ……297
	請 1	主要農産物 (米・麦・大豆) の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について ……297
第 4	議 63	(予算決算常任委員長報告 2 件) 令和元年度三次市一般会計補正予算 (第 1 号) (案) ……299
	議 64	令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) (案) ……299
第 5	発 3	新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (案) ……300
第 6	発 4	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) ……302

第 7	発 5	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）……………304
第 8	発 6	主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書（案）……………306



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決を行います。

ただいまの出席議員数は24人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、澤井議員及び桑田議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は、上着を適宜おとりください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告5件

議案第52号 三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第53号 三次市手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）

議案第54号 三次市消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第55号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第62号 動産の買入れの契約について

○議長（小田伸次君） 日程第1、議案第52号三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外4議案を一括議題といたします。

議案5件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原総務常任委員長。

〔総務常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○総務常任委員長（杉原利明君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案5件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第52号三次市支所設置条例及び三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第55号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、条例から削除した後も、市が所有する施設にあつては適切な維持管理に努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号外4議案を一括採決いたします。

議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号外4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告3件

議案第56号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第57号 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第58号 三次市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第2、議案第56号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 桑田典章君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 桑田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 桑田典章君 登壇〕

○教育民生常任委員長（桑田典章君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。



議案第56号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第56号三次市税条例の一部を改正する条例（案）については、改正の内容を市民にわかりやすく周知するよう取り組まれます。

議案第58号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、老人集会施設を地元へ譲渡する場合は、維持管理費等の譲渡後の問題を十分説明するとともに、譲渡施設が経年劣化した場合、修繕費等の地元負担の軽減のため、現行制度のさらなる充実を図られたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号外2議案を一括採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第56号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告4件

議案第59号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第60号 三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）

請願第1号 主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について

○議長（小田伸次君） 日程第3、議案第59号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改

正する条例（案）外2議案及び請願1件を一括議題といたします。

議案3件及び請願1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 齊木 亨君 登壇〕

○産業建設常任委員長（齊木 亨君） おはようございます。産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件及び請願第1号について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第59号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第60号三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）及び議案第61号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）は、公布後速やかに施行し、周知を徹底されたい。また、内容が同様の規定にあつては、用語の統一に努められたい。

次に、請願第1号主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号外2議案及び請願1件を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号外2議案及び請願1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 予算決算常任委員長報告2件**

**議案第63号 令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）**

**議案第64号 令和元年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）**

○議長（小田伸次君） 日程第4、議案第63号令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外1議案を議題といたします。

議案2件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 竹原孝剛君 登壇〕

○予算決算常任委員長（竹原孝剛君） おはようございます。予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、6月24日から27日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

また、26日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会において、それぞれ選定した重点項目について、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第63号令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外議案1件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

初めに、各分科会主査報告の要旨を申し上げます。

総務分科会からは、内水対策事業については、事業完了には数年を要する事業であるが、土地利用規制に係るルールづくりは早急に行い、地元調整を終えること。また、事業に取り組む中で、さまざまな課題や問題点と向き合い、今後の防災対策に生かせるような調査とすること。

定住対策情報発信事業（定住相談会を含む）については、今まで以上に定住対策を充実させ、トップセールスで三次の魅力を全国へ情報発信すること。

地域活性化調査研究事業については、調査の進捗状況を適宜議会へ報告されたい。

教育民生分科会からは、保育の充実推進事業（保育所遊具整備事業）については、今後も十分に安全性の確保に努めること。また、園庭開放を行う保育所においては、管理体制をより強化し、一層の防犯・安全対策に努めること。

ウェルネスプロジェクト（みよしウェルネスプログラム事業）については、会員数が会員目標人数の1,500人に達していないため、ウェルネスプログラムの実施効果の周知や、運動器具を有する他の施設との連携を強化し、全市的な利用者拡大を図ること。

家庭教育支援チーム設立事業については、事業を行うに当たり、子育てに悩みや不安を持つ

保護者の実態把握をしっかりと行うよう取り組むこと。また、身近な地域での支援を行うには、民生委員、児童委員等の既存の組織との連携が不可欠であり、それらの組織と連携し、機能強化を図り、さらに相談しやすい組織となるよう努めること。

産業建設分科会からは、小規模崩壊地復旧事業については、マスタースケジュール（全体行程）を早急に作成し、該当する方へ情報発信することにより不安の払拭に努めるとともに、事業の進捗管理に活用すること。また、不採択となった事案においても、住居への危険が認められる場合は、これを解消するために独自の支援を検討すること。

農村地域防災減災事業（ハザードマップ）については、下流域に甚大な被害を及ぼす危険性があるため池については、早急にこれを作成し、防災減災の取組に活用すること。

次に、分科会主査報告後の全体会の審査において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第1号令和元年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）については、歴史民俗資料館経費の執行に当たっては、既存の収蔵施設や備品の活用も十分に検討すること。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（小田伸次君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号外1議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第63号外1議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

○議長（小田伸次君） 日程第5、発議第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して

提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、岡田美津子議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、藤井憲一郎議員、新田真一議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

### 発議第3号

#### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

○議長(小田伸次君) 日程第6、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、岡田美津子議員、杉原利明議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、藤井憲一郎議員、新田真一議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護等の社会保障への対応、地域交通の維持等、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施等、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回

らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財政総額は62兆7,072億円（前年比+1.0%）となり、過去最高水準となった。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化等の国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直し等、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策を講じること。
- 9 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 10 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。  
これより発議第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。  
よって、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書  
（案）

○議長（小田伸次君） 日程第7、発議第5号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 黒木議員。  
〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） おはようございます。ただいま上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、桑田典章議員、横光春市議員、弓掛 元議員、藤岡一弘議員と私、黒木靖治でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。



発議第5号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

1月25日、中央教育審議会は、「学校の働き方改革」について文部科学大臣に答申を行った。答申では、教員の勤務時間の把握をはじめ、学校の業務のうち14項目について教員の業務軽減を求めている。また、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（上限ガイドライン）」は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法（給特法）」のもとで勤務時間管理が不十分であった学校現場に時間外勤務の上限目安を設けることで、長時間労働の縮減を図ろうとするものである。

「学校の働き方改革」の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながる。「上限ガイドライン」はあくまで規制をかけるものであり、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながらない。これには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じるよう強く要請するものである。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第6号 主要農産物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書(案)

○議長(小田伸次君) 日程第8、発議第6号主要農産物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、助木達夫議員、亀井源吉議員、宍戸 稔議員、新家良和議員、齊木 亨議員、伊藤芳則議員、片岡幸治議員と私、池田 徹でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

発議第6号

主要農産物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書(案)

主要農産物種子法は、昭和27年(1952年)に二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律である。以来、農家の安定的な経営のため、都道府県の各地域の風土にあった品種が開発され、現在、米の種子は100%自給している。この主要農産物種子法は、平成30年(2018年)3月末日をもって廃止された。

政府は主要農産物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしているが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律であり、主要農産物種子法による法的根拠を失った都道府県は予算措置ができず、各地域の風土にあった品種の開発・保全・供給を、いずれ放棄してしまうことが心配され、種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることになる。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しており、民間事業者に今まで国が行なってきた役割を託するためと考えられる。しかし、これは、日本人が先祖から受け継いできた種子や、今まで国民の税金で維持管理してきた品種の情報を、民間企業に提供することになり、この情報をもとに開発された品種の知的所有権は種苗法により民間企業のものとして25年間守られ、農家はその間自家採取ができなくなる。これでは種子の公共性が著しく失われ、ひいては農業・農村の有する多面的な機能も失われる。

規制緩和は民間の活力が投入されてよい点は多々あるが、基幹作物の種子に関しては、国民の食の権利を守るという観点からも、官の役割が必要と考える。

主要農産物種子法廃止にあたり、参議院では付帯決議として「都道府県での財政措置」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

国民の食の権利と安全を守り、農業・農村の持続的発展を維持するために、公共財としての日本の種子を開発・保全・供給するための新たな施策を次のとおり強く要望するものである。

- 1 国にあつては、公共財としての日本の主要農産物の種子を開発・保全・供給するための新たな法整備を行うこと。
- 2 広島県にあつては、公共財としての主要農産物の種子の開発・保全と供給するための広島県条例制定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月28日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第6号主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時44分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月28日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 澤 井 信 秀

会議録署名議員 桑 田 典 章